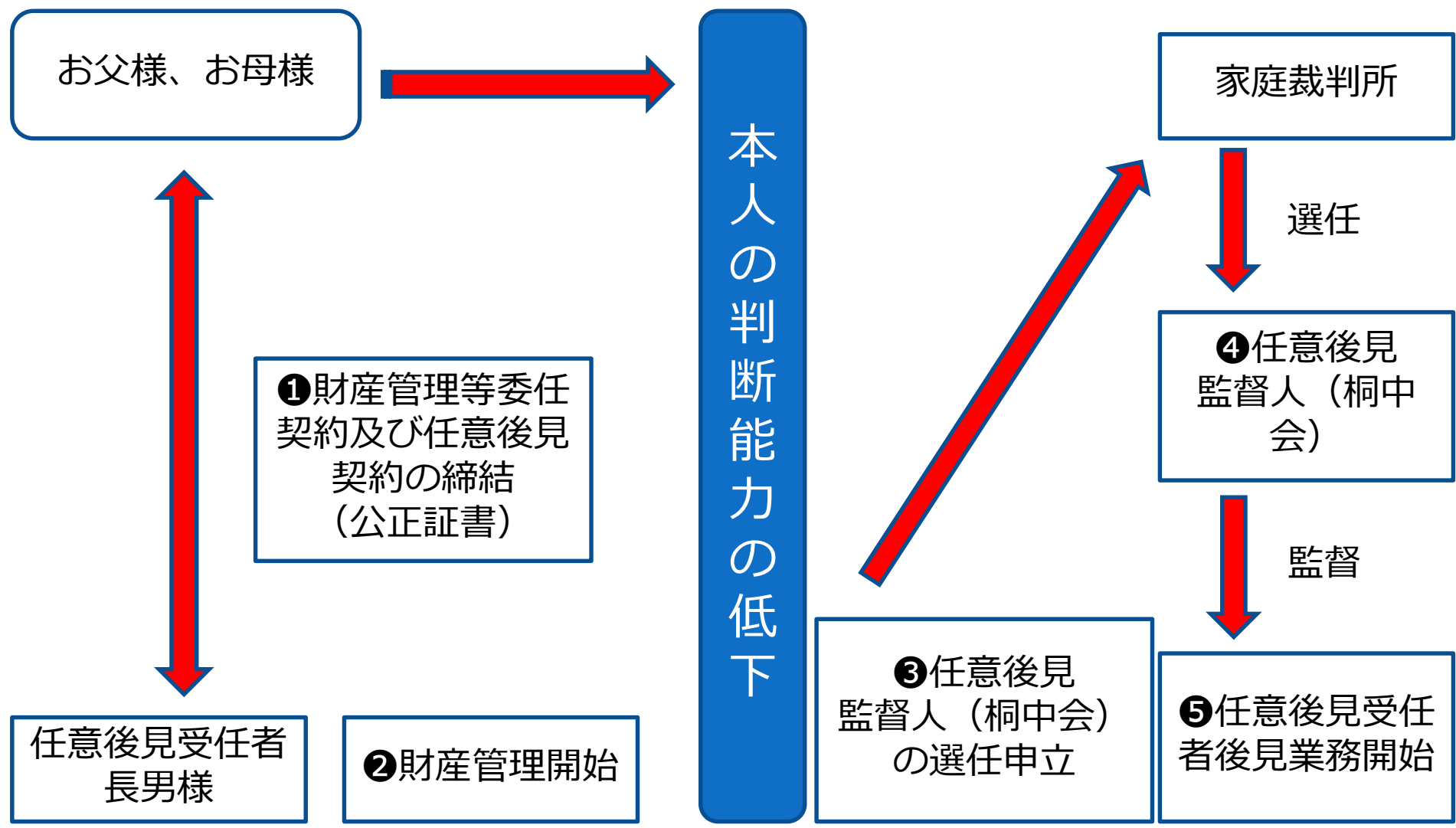


任意後見制度の利用の流れ



任意後見制度の利用の流れ

- ①まず、本人が公正証書により任意後見受任者（例：長男様）と財産管理等委任契約及び任意成年後見契約を締結します。
（財産管理等委任契約は契約と同時に発効し、任意成年後見契約は判断能力が低下した時点で効力が発生します）
- ②本人の判断能力が低下してきた時点で、任意後見受任者は家庭裁判所に（本人が予め決めておいた）任意後見監督人の選任を申立てます。
- ③家庭裁判所は、基本的に本人の意志を考慮・検討して、任意後見監督人を選任します。
- ④任意後見監督人の監督のもとで、任意後見人は後見事務を開始します。

任意後見受任者・・・長男

任意後見監督人・・・NPO法人終活支援センター桐中会